科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 元年 6月20日現在

機関番号: 13904

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2016~2018

課題番号: 16K02943

研究課題名(和文)異文化コミュニケーターとしての司法通訳人の役割論と制度設計

研究課題名(英文)Role definition and framework of legal interpreters as intercultural communicators

研究代表者

毛利 雅子(Mouri, Masako)

豊橋技術科学大学・総合教育院・准教授

研究者番号:20636948

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文):日本では法定通訳人をはじめとして、司法全般(警察、検察、入国管理局、税関、裁判所、法テラス、刑務所など)で業務を行う司法通訳人といわれる職 務に関する法整備や認証制度が全くと言っていいほど整っていない。これについては諸外国からも批判を浴びており、また実際に法廷での誤訳問題が発生している。よって、日本において司法通訳人の認証制度および教育制度が必要なことは明らかであるため、その設計を目的として研究を行ってきた。

研究成果の学術的意義や社会的意義 日本では、司法全般で業務を行う司法通訳人といわれる職務に関する法整備や認証制度が未整備で、諸外国から も批判を浴びており、また実際に法廷での誤訳問題が発生している。今後、訪日外国人や労働者が増加すること も予想されるため日本において司法通訳人の認証制度および教育制度が必要なことは明らかである。よって、外 国人被疑者にとって、公平・公正性を維持できる捜査・公判維持のためにも、信頼出来うる認証・教育制度設計 を目的として研究を実施、海外諸国での司法通訳人の歴史、認証制度、教育制度、採用試験に関する調査を実 施、実際の規定やテスト項目、実地条件など様々な項目について制度設計のための枠組み構築を行ってきた。

研究成果の概要(英文): This research focused on the comprehensive legal interpreters' and translators' system in Japan; i.e. court, police, prosecutors' office, immigration, customs, prison and so on. This is because Japan does not have any official education, training, and certification system for legal interpreters/translators framework. This has been criticized by many foreign countries due to lack of fairness, justice or correctness on interpretation/translation. Japan is also blamed for misunderstanding or mistranslation caused by legal interpreters/translators through legal systems. Judging from those perspectives, the concrete and offical framework and system is abosolutely necessary in Jaan's legal system and this framework has been seeked through this research.

研究分野: コミュニケーション

キーワード: 司法通訳人 通訳認証制度設計 異文化コミュニケーター 文化の仲介 通訳人倫理規定

1.研究開始当初の背景

通訳・翻訳に関する研究は、歴史的に移民を受け入れている国家(アメリカ、イギリス、ドイツ、スペイン、北欧、オーストラリア、カナダなど)では進んでおり、通訳認定制度も設置されている。特に、コミュニティ通訳(Community Interpreters)というカテゴリーが認知されており、会議通訳とは異なり、一般社会に必要とされる存在として社会的にも受け入れられていることが多い。この中には、医療通訳、司法通訳、一般社会生活(例えば社会保険や行政機関での手続きなど)に関わる意味でのコミュニティ通訳などがある。

この中で本研究対象の司法通訳を鑑みると、まず談話分析の先行研究として、Berk-Seligson(1992/2002)、Gibbons(2003)、Hale(2004, 2007)、などが挙げられる。加えて、異文化と公判審理に関する研究としては、Wadensjö(1998)、Vlachopoulos (2004)、Kischel (2009)らが文化と法廷の関係を論じており、特に法廷での「文化の仲介者(cultural broker)」(Pöchhacker:2004)という視点は注視されており、それに関わる法廷テキストの必要性(Doczekalska:2009)や法廷談話の世界的傾向(Gotti:2009)も論じられている。

更により幅広い視点から、通訳の役割を論じたものとしては、Edwards(1995)、Gile (1995)、Hatim & Mason(1990, 1997)などがあるが、言語と文化を網羅して法廷通訳を論じたGonzárez, Vasquez & Mikkelson(2012)の手による基本かつ詳細な分析理論と実践論は、強大かつ豊富な指針を提示している。

翻って日本国内では、渡辺・長尾(1998)が法廷通訳を研究対象として分析が始まり、殊に日本語から外国語(特に英語)への談話訳出が主体であった。その後も渡辺・長尾・水野(2004)、水野(2006)、更には堀田・水野・中村・渡辺ら(2010)らが談話分析研究で続いているが、いずれも日本語から外国語(特に英語)が研究対象となっている。これとは別に司法関係者側からは、田中・谷口・松尾ら(1994)、田中(1998)、手塚(2005)による法廷通訳と談話について論説があるが、いずれも単語レベルでの通訳研究や談話分析および刑事事件だけが対象になっており、司法通訳人と役割という視点から鑑みるとどれも十分な研究分析や指針とは言えない。

研究者は、自らの司法通訳人としての経験と実績から、これまで刑事事件における談話分析と研究分析を行ってきており、博士論文執筆およびその後の研究に繋げてきた。加えて、「文化の仲介者」としての法廷通訳人の役割を検討する上で、更なる談話データ収集、談話分析を行い、数々の学会発表および論文執筆を行ってきた。これら研究活動を通じて、応募者は新たに法廷通訳の談話分析のみでは解決の出来ない課題があることを発見した。これは、 民事・刑事両方の事件における司法通訳人が「文化の仲介者」「異文化コミュニケーター」としても果たすべき役割の明確化、 これを逐行するために必要な日本における司法通訳人制度(枠組)の設計である。

これまでの研究活動で、上述した通訳研究先進国のみならず、南米など人の往来が激しい国でも司法通訳人の役割の明確化、またそのための制度設計が成立しており、日本は先進国と称されながら、司法通訳制度においては諸外国に大きく後塵を拝している。例えば、アメリカでは Court Interpreters 'Act(1978/1988)、United States Court: Court Interpreters Guidance があるが、日本にはガイドラインとなるようなものすら存在しない。加えて、アメリカの The National Association of Judiciary Interpreters and Translators (NAJIT)や、オーストラリアの The National Accreditation Authority for Translators and Interpreters Ltd (NAATI)といった通訳人に関する正式な組織も存在しない。諸外国から批判を浴びることも多い現状を改善するため、また、外国人に対しても正確で公平な司法制度を維持するためには、司法通訳人の役割明確化と制度設計(認定試験および教育)は喫緊の課題となってきている。

2 . 研究の目的

日本で外国人が事件(民事・刑事)の原告、被疑者もしくは証人となった場合、裁判所から専任された通訳人は審理でのやり取り(談話)を全て通訳し、必要文書を翻訳しなければならない。しかし日本には司法通訳人に関する法令は一切存在せず、倫理・能力・採用に関し何の基準も設けられていない。これは世界の通訳人状況から大きく乖離するものであり、諸外国から批判を浴びている。本研究では、事件に関わる外国人発話者(原告・被疑者・証人)と日本の司法通訳人を対象とし、公正な審理を維持しグローバル化の波に対応した「世界標準レベル」の司法通訳人規定への一助とするものである。本研究は、平成27年度までの「外国人被疑者刑事事件における『文化の仲介者』としての法廷通訳人の役割論」(基盤研究C)の継続研究となった。日本では2009年5月から裁判員制度が導入されたが、そのための裁判員法(2007)が前もって制定された。ところが、法廷通訳人(また広い意味では司法通訳人)は遥か以前から活動しているのにも関わらず、日本には法廷通訳人法(もしくは司法通訳人法)は存在しない。つまり法制化されていないことによって全てが曖昧な状況で、通訳人の責務、権限、求められる能力など一切明文化されていない。

加えて、司法に限らず通訳者(通訳人)はコミュニケーションを請け負う存在であるにも関わらず、その役割が明文化されたものも存在しない。文化・コミュニケーションと司法という観点において、日本では鳥飼(2007)や武田(2008)の第二次世界大戦後の戦争犯罪人法廷を対象とした分析のみで、その後の研究は実施されていない。

また、日本には『外国人犯罪裁判例集』(1994)、また英語に関しては法曹会による文献(1990, 1996, 1997)があるが、異文化コミュニケーションの視点は一切論じられていない。

グローバリゼーション時代において、今後、日本において外国人が関係する事案が激減する 要因はない。政府が外国人労働者の受け入れを検討し、更に国連からは難民受け入れの要請も 来ていることを鑑みれば、外国人が関わる法的案件は増加すると考える方が順当であり、労働 市場においても司法通訳人の役割は今後ますます重要となるだろう。

今後、日本での司法通訳人の役割はますます重要となってくると考えられる。通訳人の能力を明確にし、正確・忠実・公正性を維持すると同時に、文化の仲介者・異文化コミュニケーターとしての役割を明確化し、司法通訳人の制度設計(認定試験および教育)を提示することで、世界標準レベルの司法通訳人規定への一助とするものである。

3.研究の方法

外国人が関与(外国人が原告、被疑者、証人のいずれも対象)する刑事・民事事件公判を実際に傍聴し、出来る限りの談話データ、および通訳データを収集した。ただし、実際に事件が発生しなければ傍聴は不可能なので、事例数・外国人の国籍には拘らず、英語が談話言語として使用されるもの全てを対象とした。

通訳人が、文化の仲介者・異文化コミュニケーターとして機能しているかどうかを、異文化コミュニケーション理論の枠組みから検討・分析した(cf. Byram, 2001, Deardorff, 2009, Hall, 1976, Wierzbicka, 2003)。また、通訳人に対してもアンケート調査を実施し、異文化コミュニケーションに対する意識や認知度を調査した。この調査では、具体的に、仲介者としての役割を果たそうとしているか否か、または機能しているか否かなどの視点から分析を行った(cf. 井出, 2005, 武田, 2008, 鳥飼, 2005, 2007, 2008, 本橋, 2002)。また談話と文化、コミュニケーションの関係からも分析を行った(cf. 片岡・池田, 2013, ターナー, 1999, ピラー, 2014)。この時のデータ収集は、オーラルヒストリー調査形式を用いた(cf. 鳥飼, 2007, 戈木2006, 前田・水川・岡田, 2007)。

文化を表象する談話例を用いて、実際の法廷談話への影響を分析した(cf. 小山, 2011, Cheng, 2003, Giles/StClair, 1979, Lash, 2010, Olsson, 2009, Pöchhacker, 2004)。加えて、聴衆側の心象情報も必要となるので、Bell(1984)の Audience Design 理論、Giles(1991)の Accommodation Theory、Gallois, Ogay & Giles(2005)の Communication Accommodation Theory、Goffman(1981)の Footing/Framework Theory を適用するものとした。

海外の通訳研究先進国・通訳制度の整備がされている国の調査を行った。まずは、インターネット上に公開されている情報を利用し、アメリカの The National Association of Judiciary Interpreters and Translators (NAJIT)や、オーストラリアの The National Accreditation Authority for Translators and Interpreters Ltd (NAATI)などの通訳人団体・組織、また、アメリカのU.S. Courts (全米裁判所業務をまとめたサイト)、コミュニティ通訳研究を主として学会も運営している Critical Link、さらにはカナダ政府・州政府の裁判所サイトなどから情報を収集、日本における適用を考えた場合の認証制度や登録状況について分析・検討を行った。欧州では European Union による欧州としての方針(EU Directive)を展開しているため、その情報も収集し分析を行う。EU は各国で使用言語が異なるにも関わらず、全体を統一化する動きにあるため、異なる言語に対する包括的対策を検討するうえでは、非常に有効であると考える。また、国際標準化機構(ISO)が翻訳・通訳に関する基準設置(ISO17100)に動いており、日本も参加する方向で検討しているため、こちらの動向も並行して確認、情報収集を行う。これら情報収集に関しては、必要であれば現地調査も含むものとした。

海外で実際に通訳人トレーニングに使用されている教材を入手し、分析を開始した。特に異文化の取り扱い、異文化コミュニケーター養成に関わる部分について詳細検討を行った。例としては、Bancroft, Beyaert, Allen, et al (2010), Framer, Bancroft, Feuerle, et al (2010), Bancroft and Rubio-Fitzpatrick (2011)などのように、アメリカのコミュニティ通訳養成を担っている機関が出版しているもの、Gonzárez, Vasquez & Mikkelson(2012)による司法通訳理論、およびNAATIやNAJITの出版物を使用した。

これらすべて文書化したものを成果・提言とし、論文および学会で発表した。

4. 研究成果

本研究は、日本語を解さない外国人被疑者・証人が含まれる刑事・民事事件において、通訳人がその役割を果たすために、(1) 適切な能力を有しているいるのか、(2) 実際の司法の場で、通訳人は文化の仲介者・異文化コミュニケーターとして機能しているのか否か、(3) 海外では、司法通訳人はどのように採用されているのか、その試験方法、認定方法はどのようなものがあるのか、(4) 海外では、通訳人はどのような初期教育から継続教育を受けているのか否か、またどのような教育が実施されてているか、それを実施している機関・責任者は誰になるのか、(5) 日本における今後の展望について研究を行った。その結果、以下の結果・発見が導き出された。

(1) 適切な能力を有しているいるのか

現在、日本では法廷を含む司法通訳人に関する法制度は全く存在しない。つまり、採用、能力認定は、各機関の判断に一任されており、さらには地域差も存在しており、日本全国で統一した認定制度は皆無である。つまり、一口に司法通訳人と言っても、機関によって、また地域によって全く異なり、これでは外国人事案に対して公平性・公正性が維持できているとは言えない。つまり、各機関で判断はされているものの、統一して通訳人が適切な能力を有しているとは言えない状況である。

また、通念としての倫理規定はあるものの、それが教育されているかどうかというと、これも能力同様に徹底しているとは言い難い。通念、または一般常識としての倫理といっても、これは人によって、また国籍や教育によって大きく違い、この点でも公平性・公正性が維持できているとは言い難い状況である。

したがって、能力の証明や倫理教育が欠落した状況では、通訳人の役務、能力に保証もなく、 誤訳した場合の対応策も見受けられないし、倫理的に照らして状況に抵触するような場合であっても、何の対応策(場合によっては罰則)も見受けられず、翻ってみれば身分に関する規定 も一切存在しない。よって、「通訳が出来て当然」「倫理も守られて当然」という思い込みや先 入観のようなものだけが存在し、通訳人の立場の脆弱性も浮き彫りになった。

(2) 実際の司法の場で、通訳人は文化の仲介者・異文化コミュニケーターとして機能しているのか否か

司法の場は、法廷とはじめとして、警察、検察、税関、入国管理局など多岐にわたっている。しかし、司法通訳人という枠組みで採用や教育制度が皆無の状況に照らしてみれば、各司法機関において、異文化理解、異文化摩擦の概念も大きく異なっており、ひいては通訳人に対して文化の仲介者としての役割に対する意識の差異が明確になった。これは(1)で述べたように、能力認定の枠組みがないことも大きな理由となるだろうが、それ以上に、各司法機関での通訳人に対する認識の違いが大きく影響していた。つまり、導管的役割としての通訳だという認識から、異文化理解や文化の仲介者としての通訳人という認識まで、あまりに幅が広くさらに統一性のない対応は、通訳人を混乱させるだけではなく、ひいては外国人被疑者・証人にも影響を及ぼすものであった。しかし、これらは通訳人の通訳能力や異文化理解能力が理由ではなく、結局のところ、採用から認証に至るまでの枠組みが欠落していることから生じるものであると見受けられた。つまり、現状はあらゆる状況での外国人被疑者・証人にとって公平・公正とは言えない状況であった。

(3) 海外では、司法通訳人はどのように採用されているのか、その試験方法、認定方法はどのようなものがあるのか

物理的また経費上の関係で、実際に訪問研究出来たのは、アメリカのカリフォルニア州、ワシントン州、ハワイ州だけであり、欧州やカナダ、オーストラリアに行くことはできなかった。ただ、学会で多くの研究者と会うことで、訪問が叶わなかった各国の情報を入手することが出来た。そこから判明したのは、まずアメリカでは州政府、カウンティ(郡)それぞれに担当セクションがあり、通訳人の試験、採用、教育、認定方法を設定、責任の所管も明確になっていた。また、事件毎の通訳人の配置、担当なども各部門に任されていた。これはまず国家として、LEP (Less English Proficiency)と言われる移民などの、言語的に弱い立場にある存在に対する政策に加えて、各州における Language Access Service のガイドラインが設定されており、それに沿って対応部門、担当者、採用、試験、教育が設定されていることによるものであった。

また欧州は、欧州連合としての包括的ルールが設定されており、それに応じて各国の個別事情に合わせた言語政策、通訳人規則が設定されていた。欧州の場合は、各国母語が異なり、EUとしての公式言語も存在することから、言語権に対する意識が日本と大きく異なり、人間の権利としての言語が位置を確立し、それに基づいた施策が存在することが大きいと痛感した。

(4) 海外では、通訳人はどのような初期教育から継続教育を受けているのか否か、またどのような教育が実施されてているか、それを実施している機関・責任者は誰になるのか

上記(3)同様、物理的また経費上の関係で、実際に訪問研究出来たのは、アメリカのカリフォルニア州、ワシントン州、ハワイ州だけであり、欧州やカナダ、オーストラリアに行くことはできなかった。ただ、学会で多くの研究者と会うことで、訪問が叶わなかった各国の情報を入手することが出来た。そこから判明したのは、まずアメリカでは州政府、カウンティ(郡)それぞれに担当セクションがあり、通訳人の試験、採用、教育、認定方法を設定、責任の所管も明確になっていた。また、事件毎の通訳人の配置、担当なども各部門に任されていた。これはまず国家として、LEP(Less English Proficiency)と言われる移民などの、言語的に弱い立場にある存在に対する政策に加えて、各州における Language Access Service のガイドラインが設定されており、それに沿って対応部門、担当者、採用、試験、教育が設定されていることによるものであった。

初期教育としては、各州やカウンティ(郡)がガイドラインに沿ってオンラインで提供して

いる、またはオリエンテーションとして年に数回実施していた。また、試験対策用の問題、練習用問題も各担当セクションが用意していることが多く、さらには地元の大学と協力して、大学の教育の一環として実施しているものも多くあった。ここには大学教員に通訳・翻訳を専攻しているもの、特に司法通訳に焦点を当てて研究・教育を担う教員がおり、実際の司法担当者と大学教員の連携という形態をとるものも多かった。これにより、充実した教育が提供されていることを認識した。また継続教育についても、受講者に提示し、継続教育を受けなければ通訳人として稼働し続けることが出来ない状況であり、常に学習が求められ、それを前提とするシステム構築がなされていた。これは明文化されており、司法通訳を担当するセクションが各政府内にあり、担当セクションと通訳者本人の両方において責任を持って実施されていくようになっていた。

(5) 日本における今後の展望

したがって、今後も検討課題に対し研究を継続する必要性を認識した。具体的には以下のポイントが挙げられる。まずは、日本における司法通訳人制度設計の言語教育と倫理教育の設置である。今後、日本では、外国人労働者の増加、また国際的イベントが多く計画されており、グローバル化が進行することは否めず、それに伴い外国人および日本語を解さない人が日本を訪問もしくは在留することは、当然のこととして継続される。それに伴い、犯罪の多様化・増加も想定しておかなければならないだろう。したがって、日本の現状に応じた司法通訳人に対する言語教育、加えてこれまで欠落していた倫理教育を実施することは喫緊の課題と考える。

5 . 主な発表論文等

[雑誌論文](計1件)

MOURI, Masako, "Does English work as the universal language? - Judging from the current trend of World Englishes" The IAFOR international Conference on Education, 査読有, IAFOR 2019. 365-369.

https://papers.iafor.org/proceedings/conference-proceedings-iicehawaii2019/

[学会発表](計9件)

- 1. <u>毛利雅子</u>, 日本における司法通訳人の現状と今後の課題, 日本コミュニケーション学会中部支部例会, 2019 年 名古屋(南山大学)
- 2. <u>毛利雅子</u>, 言語権から見る司法通訳人の存在と意義 アメリカに見る言語意識と実施例, 日本通訳翻訳学会大 19 回年次大会, 2018 年 関西大学(大阪府)
- 3. <u>MOURI, Masako</u>, Justice, Culture and Literacy by Minor Spoken Languages in Japan's Legal Interpreting, SIETAR Japan World Congress 2018 年 中央大学(東京都)
- 4. <u>毛利雅子</u>, 日本における難民申請者の通訳の現状 Gudykunst の理論をもとに , 日本英語コミュニケーション学会第 26 回年次大会 , 2017 年 近畿大学 (大阪府)
- 5. <u>MOURI, Masako</u>, Convergence, Gender and Politeness in Discourse, SIETAREUROPA 2017, 2017年 Dublin (Ireland)
- 6. 毛利雅子,日本における法廷通訳人の現状と課題(招聘講演), MIC かながわ,2017年
- 7. <u>毛利雅子</u>, 通訳人はどこまで歩みよるべきか,日本英語コミュニケーション学会第 25 回年次大会,早稲田大学(東京),2016 年
- 8. <u>MOURI, Masako</u>, How legal Interpreters Bridge Cultural Gap、Critical Link 8, 2016 年 Edinburgh (United Kingdom)
- 9. MOURI, Masako , How Court Interpreters Work with Viewpoints of Bell's Theory , Translaw 2017 , 2016年 Tampere (Finland)

[その他](計1件)

<u>毛利雅子</u>,2018年度支部活動報告「2019年3月支部大会『コミュニケーションから通訳者育成を考える』基調講演「日本における司法通訳人の現状と今後の課題」講演要旨,日本コミュニケーション学会中部支部ニューズレター 2019年 17.